

# 第6章 計画の推進体制と進行管理

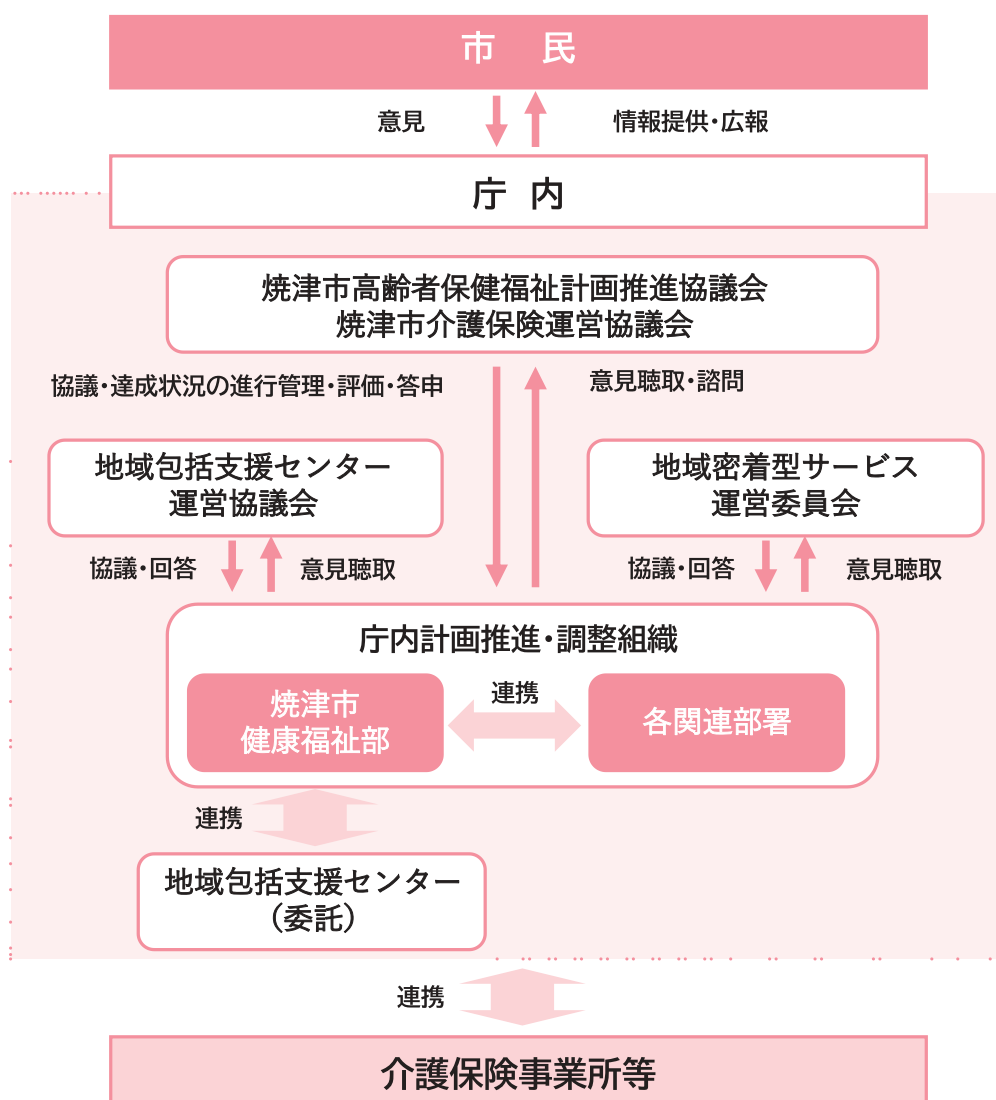
## 第1節 計画の推進体制

「第10期ほほえみプラン21」は市が責任を持って推進します。具体的には、健康福祉部が中心となり、各関連部署や関係機関・事業者と連携を取りながら本計画の取組を毎年推進していきます。

また、地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営委員会とも連携を図り、市と地域包括支援センター等の関係機関・事業者が本計画に基づき一体となって取組を進めていきます。

本計画の進行状況の管理及び評価に関しては、市民の意見を十分に反映し、適正かつ円滑に運営されるよう、市民から一般公募した被保険者の代表や保健・医療・福祉に関わる有識者から構成される「焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会」の審議に基づき行います。

### ■焼津市の本計画を推進するための体制

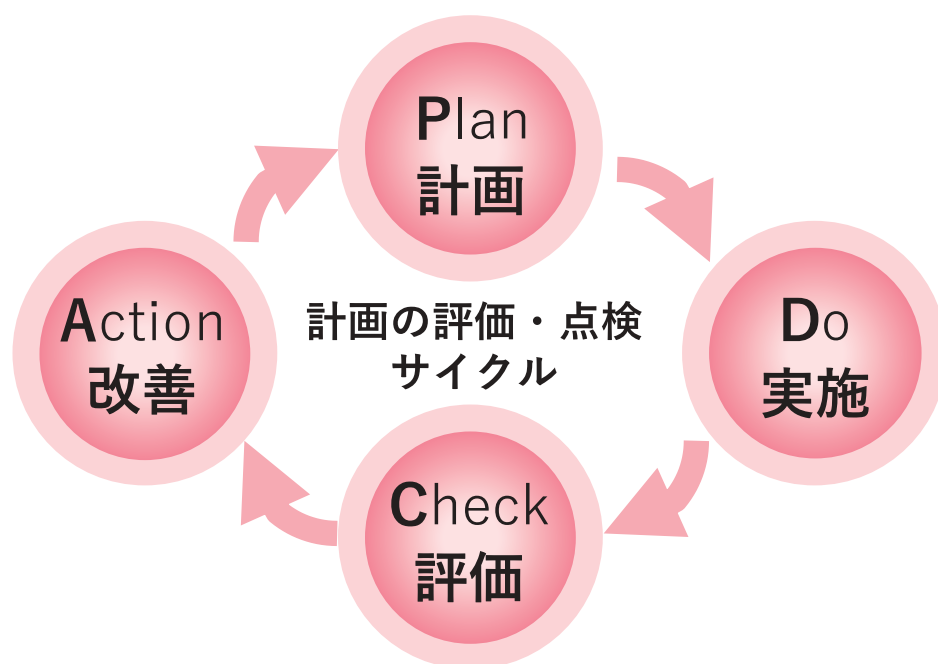


## 第2節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画で掲げた施策及び事業を計画的かつ効果的に実行するために、PDCAサイクルに基づき、取組を進めます。介護予防サービスや介護保険サービスの利用状況のほか、介護予防の取組や人材確保等に係る成果目標と施策については、「焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会」と連携して定期的に評価・点検を行い、その結果を広く市民に公表します。

また、計画期間中においても社会経済環境が大きく変化するなど、必要と認められるときには、評価結果等を踏まえた上で計画の見直しを行います。

### ■PDCAサイクルによる計画の推進イメージ



# 資料編

## 1 焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要領

---

### （目的）

第1条 焼津市の高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に関することとする。

- （1）高齢者保健福祉計画の策定又は変更に関する事項
- （2）計画の進行状況の管理と評価に関する事項
- （3）高齢者保健福祉サービスの種類及び内容に関する事項
- （4）その他計画運営に関する重要事項

### （委員）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、介護保険運営協議会委員をもって充てる。

### （任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### （役員）

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会議の議長となるほか会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

### （会議）

第6条 会議は、必要があるとき会長が招集する。

### （庶務）

第7条 協議会の庶務は、焼津市健康福祉部において行う。

### （その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮問して決定する。

### 附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 焼津市介護保険運営協議会規則

平成12年3月29日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市介護保険条例(平成12年焼津市条例第25号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(会長)

第2条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(調查審議事項)

第3条 条例第21条に規定する調査審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 介護保険事業計画の進行状況の管理と評価に関する事項
- (3) 介護サービスの種類及び内容に関する事項
- (4) 介護保険料に関する事項
- (5) その他介護保険事業の運営に関する重要事項

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、市長の諮問があったとき、又は会長が必要と認めるときに協議会を招集する。

(定足数)

第5条 協議会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開催し、及び議決をすることができない。

(表決)

第6条 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の調整)

第7条 議長は、会議録を調整させるものとする。

(会議結果の答申等)

第8条 会長は、会議の結果を市長に答申し、又は報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行後の最初の協議会は、市長が招集する。

### 3 委員名簿

#### 焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会

令和6年(2024年)3月現在

|    | 氏 名       | 所 属 等       |                   | 備 考 |
|----|-----------|-------------|-------------------|-----|
|    |           | 区 分         | 職 場 等             |     |
| 1  | 石 川 英 也   | 学識又は経験を有する者 | 焼津市医師会代表          | 会長  |
| 2  | 石 田 璃 久 磨 | 学識又は経験を有する者 | 焼津市歯科医師会代表        | 副会長 |
| 3  | 杉 木 敏 雄   | 被保険者        | 焼津市自治会連合会代表       |     |
| 4  | 金 井 富 保   | 被保険者        | 焼津市民生委員・児童委員協議会代表 |     |
| 5  | 原 孝 恵     | 被保険者        | 焼津市保健委員協議会代表      |     |
| 6  | 滝 澤 義 雄   | 被保険者        | さわやかクラブやいづ連合会代表   |     |
| 7  | 岩 根 知 代   | 被保険者        | 市民代表              |     |
| 8  | 村 松 晶 子   | 被保険者        | 市民代表              |     |
| 9  | 本 村 春 枝   | 被保険者        | 市民代表              |     |
| 10 | 川 合 玲 子   | 学識又は経験を有する者 | 焼津市薬剤師会代表         |     |
| 11 | 福 田 幸 夫   | 学識又は経験を有する者 | 静岡福祉大学代表          |     |
| 12 | 久 保 田 裕 美 | 介護サービス事業者   | 居宅介護サービス事業所代表     |     |
| 13 | 青 木 友 美   | 介護サービス事業者   | 居宅介護サービス事業所代表     |     |
| 14 | 吉 田 靖 基   | 介護サービス事業者   | 施設系サービス事業所代表      |     |
| 15 | 橋 本 真 典   | 被用者保険等の保険者  | 焼津商工会議所代表         |     |



## かかりつけ医

自分の生活環境を把握し、いつでも健康上の相談を受け、丁寧かつ正確に病状を説明し、あるいは必要に応じて他の専門的な医療機関を紹介するなどの役割を担った医師のことです。

## 基本チェックリスト

運動機能や生活力などの心身機能の低下の有無を判断し、事業対象者の把握を目的とした調査票です。回答の結果により、生活習慣の改善や介護予防・生活支援サービス事業の取組につなげていきます。

## キャラバン・メイト

キャラバン・メイト養成研修を受講した人で、自治体等と協働して認知症サポーター養成講座を開催し、講師を務めるボランティアです。

## グループホーム

認知症の高齢者や障害者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居またはその生活形態をいいます。

## ケアプラン（介護サービス計画）

利用者のニーズに合わせた適切なサービスが利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）を中心に作成される居宅サービス計画のことです。ケアプランは、公的な介護保険サービスだけでなく、地域の社会資源も活用して作成されます。

## 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されており、平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「健康ではない期間」を意味します。健康寿命が延びれば、高齢者が心身の健康状態が良いままに年を重ね、いつまでも趣味や社会参加を続け、地域で暮らしていくことができます。また、医療費や介護費の増加や施設入所を防ぐことにもつながることから、超高齢社会にある日本では、健康寿命の延伸は重要な取組となっています。

## 権利擁護

生活不安を感じている高齢者や身体障害者、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行います。

## 高額介護サービス費

被保険者が介護保険の在宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が上限額を超えた時は、申請により、高額介護（介護予防）サービス費として超えた分が支給される制度の事です。

## コーホート変化率法

同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団(コホート)について、過去の2つの時点の人口動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計期間が比較的近い将来で、変化率を算出する過去の対象期間に特殊な人口変動がなく、また推計期間となる将来にも特殊な人口変動が予想されない場合での利用が適しています。

## 後期高齢者

75歳以上の高齢者のことです。65歳～74歳の高齢者を前期高齢者としています。

## 高齢者虐待

高齢者に対して行なわれる虐待行為です。主に、殴る、叩くなどの身体的虐待、わいせつな行為をするなどの性的虐待、暴言や恫喝など言葉による心理的虐待、年金や生活資金の搾取などによる経済的虐待、介護や世話の放棄、放任など5種類に分類されます。

## サ行

## サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦のみ世帯が急激に増加する一方で、高齢者の住まいが足りない状況があることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）により創設された高齢者向けの賃貸住宅をいいます。

**社会福祉士**

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者をいいます。

## 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

夕行

**第1号被保険者**

介護保険法に規定されている65歳以上の高齢者のことをいいます。

**第2号被保険者**

介護保険法に規定されている40歳以上64歳以下で医療保険(健康保険)に加入している方をいいます。



団塊ジュニア

年間出生数が200万人を超えた昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)生まれの世代を指します。この間の出生数は合計で約816万人に上り、「第2次ベビーブーム」と言われました。

团塊世代

昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)に生まれた世代をいいます。この3年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第1次ベビーブーム世代」とも呼ばれています。

## 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会のことをいいます。少子超高齢社会がさらに進展することを見据え、どのような社会を構築していくのかを政府が示したビジョンです。

## 地域ケア会議

医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決や、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業への反映などの政策形成につなげる役割を果たす会議です。

## 地域支援事業

介護予防事業、包括的支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

## 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制をいいます。

## 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関です。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっています。

## 地域密着型サービス

平成18年度(2006年度)に、高齢者が住み慣れた環境・地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設された介護保険のサービス体系のことをいいます。原則として、指定を行った市町村の被保険者のみが利用できます。



## ラ行

---

### リハビリテーション

単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものです。

### 老人クラブ

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、地域に暮らす高齢者を対象に組織されたクラブです。

---

## 第10期ほほえみプラン21

(第10期焼津市高齢者保健福祉計画)

(第9期焼津市介護保険事業計画)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

---

令和6年(2024年)3月

発行 静岡県焼津市 健康福祉部 地域包括ケア推進課・介護保険課

〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16番32号

TEL 054-626-1117(地域包括ケア推進課)

054-626-1159(介護保険課)

FAX 054-621-0034

ホームページ: <https://www.city.yaizu.lg.jp/>

メールアドレス: choju@city.yaizu.lg.jp(地域包括ケア推進課)

kaigo@city.yaizu.lg.jp(介護保険課)

---

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

